

旧本郷第一小学校跡地公園整備計画（案）

～（仮称）本郷パーク整備計画～

令和 年 月

会津美里町

<目次>

1. 計画の背景と目的	1
2. 基本理念	2
3. 計画条件	3
(1) 計画地・用途地域等	3
(2) 上位計画における位置づけ等	5
(3) 整備後の「旧本郷第一小学校跡地」の名称	6
4. 整備の基本的な方向性	7
(1) 動線とゾーニング	7
(2) 全体的な整備イメージ	8
5. 住民や利用者等の意向把握・実証等の実施	9
(1) 意向把握の概要	9
(2) 実証ワークショップ（イベント）の概要	10
(3) 管理運営勉強会の概要	11
(4) 町民懇談会の概要	12
(5) 個別ヒアリング等の概要	13
6. 整備計画	14
(1) 建築計画の基本方針	14
(2) 建築施設への導入機能（案）と空間構成の方向性	16
(3) 「子どもが自由に遊べる場所」の実現に向けた整備方針	19
(4) 植栽・緑の整備方針	24
(5) 園路等の整備方針	26
(6) その他の整備方針・留意事項	27
(7) 南側町有地の活用方針	28
(8) 駐車場等の整備方針	29
7. 管理運営の方向性	31
(1) 管理運営の基本的な考え方	31
(2) 管理運営体制の方針	32
(3) （仮称）本郷パークの管理運営に向けた体制案	33
8. 段階的整備の考え方	34

1. 計画の背景と目的

旧本郷第一小学校は、平成 25 年 3 月に閉校するまでの 139 年間、1.1 万人の卒業生を輩出し、地域の方々に親しまれてきた場所です。この跡地の利活用に関して、令和元年 7 月には、町民及び関係者で構成される「旧本郷第一小学校跡地利活用検討会」の検討の成果として、「旧本郷第一小学校跡地利活用方針」（以降、利活用方針）が町に提案されました。この利活用方針を前提として、令和 4 年度には、町民の意見を聞きながら、跡地利活用の基本的な使い方等について整理する「旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画（以降、基本計画）」を策定し、令和 5 年度には、町民ワークショップや関係者ヒアリング、実証実験等を通じて、跡地に備える機能や配置のゾーニング、管理運営の方針等について示す「旧本郷第一小学校跡地利活用実施計画（以降、実施計画）」を策定しました。

このような背景を踏まえ、「旧本郷第一小学校跡地公園整備計画（以降、整備計画）」は、旧本郷第一小学校跡地及び周辺の町有地の利活用の整備の具体的なイメージや方針を示すことを目的として、策定します。

【これまでの経緯】

平成 25 年 3 月	閉校(明治 6 年創立、139 年の歴史、1.1 万人の卒業生)
平成 29 年 12 月、翌年 4 月	旧本郷第一小学校の解体工事及び跡地の利活用に関する説明会
平成 30 年 9 月～翌年 5 月	旧本郷第一小学校跡地利活用検討会 全 6 回
平成 30 年 11 月	校舎及び体育館解体
令和元年 7 月	旧本郷第一小学校跡地利活用方針 提案
令和 3 年 3 月	旧本郷第一小学校跡地利活用住民懇談会
令和 4 年 10 月～翌年 2 月	旧本郷第一小学校跡地利活用に関する町民ワークショップ
令和 5 年 4 月	旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画策定
令和 6 年 4 月	旧本郷第一小学校跡地利活用実施計画策定

2. 基本理念

整備計画は、令和元年7月に、町民及び関係者で構成される「旧本郷第一小学校跡地利活用検討会」において、町に提案されました以下の方針を基本理念とします。

【旧本郷第一小学校跡地利活用方針】

旧本郷第一小学校跡地利活用検討会の跡地利活用方針の位置づけとして、住民が本郷での暮らし・学びを充実させ、その魅力を発信し、地域活性化の拠点となることを目的として、以下の3つの理念を提案する。

○本郷地区に賑わいを創出するための場所

○コミュニティを形成することができる場所

○子どもが自由に遊べる場所

3. 計画条件

(1) 計画地・用途地域等

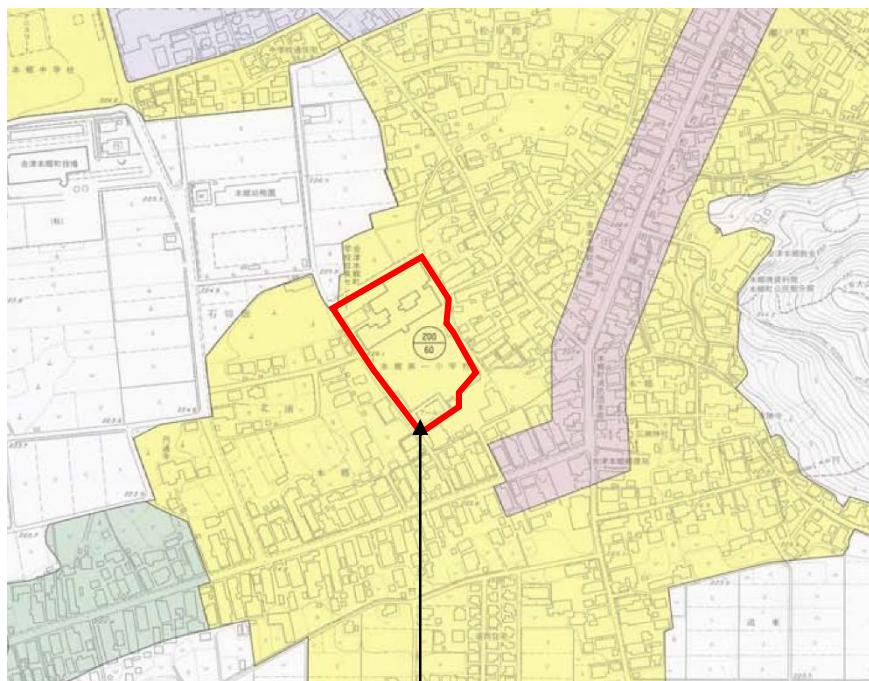
計画地は、以下の通りです。

■位置図



計画地の用途地域は第一種住居地域となり、建ぺい率や容積率は、下表の通りです。

■用途地域図



凡	例
市街化区域	
第二種低層住居専用地域	
第一種住居地域	
近隣商業地域	
準工業地域	
工業地域	
都市計画道路	
土地区画整理事業区域	
地区計画区域	
公園・緑地	
上段建ぺい率 下段容積率	

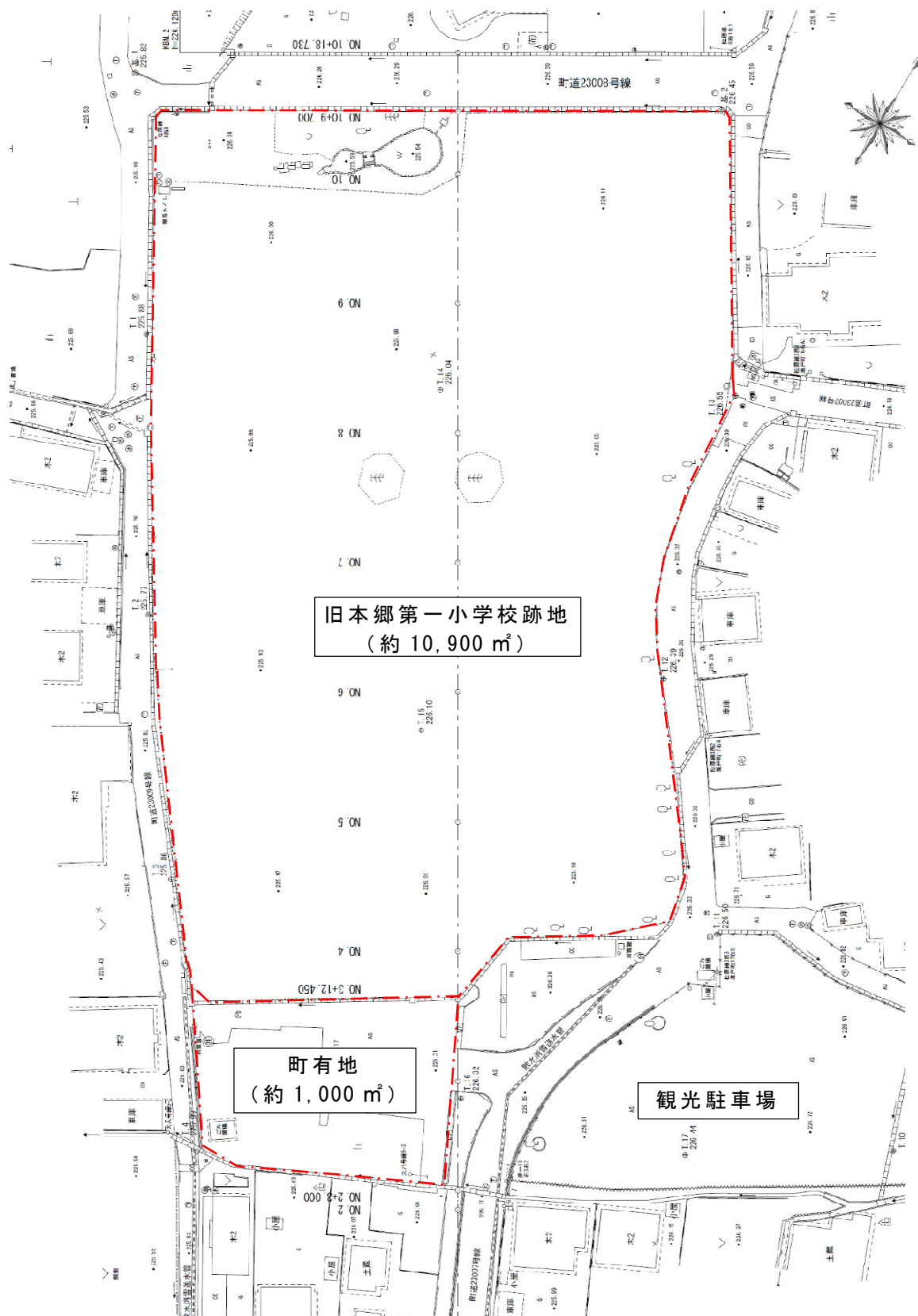
計画地

住所	福島県大沼郡会津美里町字本郷甲 2765 番
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%

※都市公園として位置づける場合の建ぺい率は、原則 2%

■ 現況敷地図

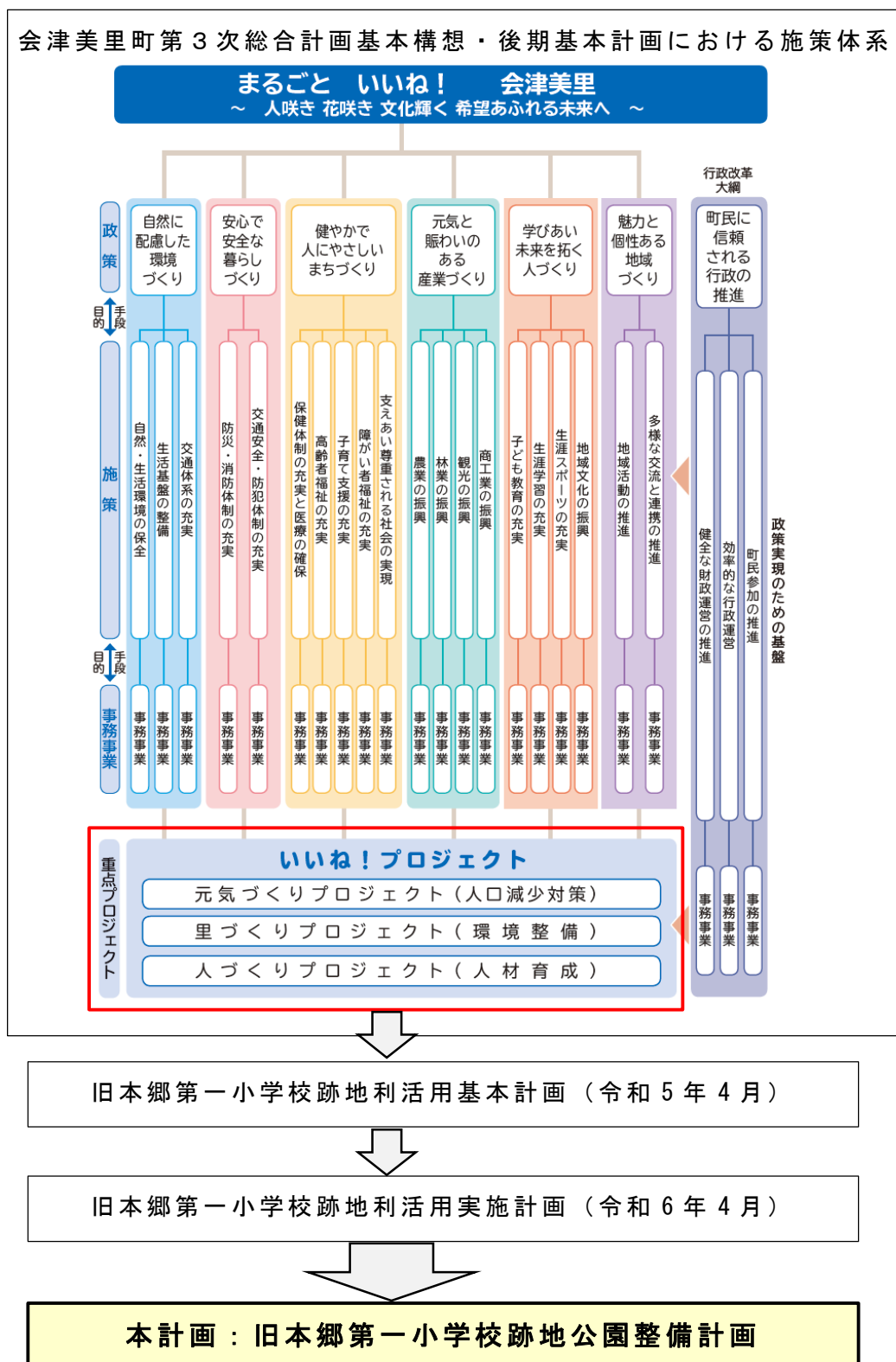
計画敷地は、旧本郷第一小学校跡地の敷地とこれに隣接する南側の町有地を想定しています。ただし、今後、周辺道路や隣接する町営の観光駐車場についても見直す可能性があり、最終的な建築基準法に基づく敷地設定は、このことを踏まえて検討します。



（２）上位計画における位置づけ等

本整備計画は、会津美里町の最上位計画である会津美里町第３次総合計画基本構想・後期基本計画における重点プロジェクト「いいね！プロジェクト」において重点事業として位置づけられている「旧本郷第一小学校の跡地の利活用」事業の実現に向けた計画です。

令和５年４月に基本計画が策定され、令和６年４月に実施計画が策定されており、これらが、本整備計画の上位計画となります。



（３）整備後の「旧本郷第一小学校跡地」の名称

＜（仮称）本郷パーク＞

旧本郷第一小学校跡地の整備後の法的な位置づけ、具体的には都市公園法に基づく都市公園にするか等は、現時点では未定です。

一方、広く町民や来訪者が利用できる広義での公園や広場、公共施設となる事は明確です。このことから、本整備計画においては、「（仮称）本郷パーク」と称するものとし、以降「（仮称）本郷パーク」と記載します。

4. 整備の基本的な方向性

整備の基本的な方向性は、上位計画である実施計画の内容を踏襲します。ここでは、同計画に示される動線とゾーニング及び整備イメージを抜粋して、その考え方を示します。

(1) 動線とゾーニング

実施計画における歩行者や自動車の動線、使い方の想定に基づいたゾーニングは、下図の通りです。ただし、今後の周辺道路や観光駐車場の配置の変更などがあった場合には、設計段階で柔軟に変更可能とします。

●参考 上位計画である実施計画における動線とゾーニング



基本的な機能の配置と動線

(2) 全体的な整備イメージ

全体的な整備イメージも、上位計画である実施計画の内容を基本的に踏襲します。ただし、次項で示す今年度を実施した実証実験や個別のヒアリング等を通じて把握した住民等の意向を踏まえ、本整備計画で修正を行います。

ここでは、過年度の実施計画における整備イメージを参考として示し、上記により修正したものを「6.整備計画」で示します。

●参考 上位計画である実施計画における整備イメージ図



5. 住民や利用者等の意向把握・実証等の実施

(1) 意向把握の概要

本整備計画の策定にあたっては、以下の方法により、地域住民や利用者等の関係者への意向把握を行い、計画に反映しました。

- ① 建築施設の使い方や規模感に関する現地での実証ワークショップ
(あわせて計画の周知を行うことを目的にイベントとして実施)
- ② (仮称) 本郷パークの管理運営に関心にある住民等による管理運営勉強会
(実証ワークショップの運営体制づくり等も含めて実施)
- ③ 広く町民に (仮称) 本郷パークの検討状況に知ってもらうための町民懇談会
- ④ 想定される利用者(イベント等のプレイヤーや日常的な利用者等)への個別ヒアリングやアンケート等

■ 意向把握等の実施経過

	令和6年						令和7年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 実証ワークショップ (イベント)		8/11 水あそび			11/17 ほんごう パークフ ェス		1/11~14 フユノヨ テラス		
② 管理運営勉強会等			9/18 パークフェ ス運営に関 するキック オフ	10/29 パークフェ ス運営関係 者説明会	12/11 パークフェ ス振り返り /管理運営 勉強会①		1/28 管理運営勉 強会②		
③ 町民懇談会		7/29 第1回懇談会 (R5実施計画 の説明)			12/19 第2回懇談会 (R6検討状況 の説明)		2/19 第3回懇談会 (整備計画素 案の説明)		
④ 個別ヒアリング等		8月上旬頃 地域の子ども へのアンケート 調査		10/4 西陵高校生見 学会/アンケ ート調査					
	プレイヤーやユーザーへの個別ヒアリング等								

（２）実証ワークショップ（イベント）の概要

跡地利活用の検討に参加している町民有志のグループ「Hongo Park Fan（ほんごうパークファン、以下 HPF）」が運営に参加し、以下の実証ワークショップを実施しました。

①あとちで水あそび

町民に呼びかけビニールプールを持ち寄り、子どもたちから要望が多かった「水遊び」を実施しました。町民有志が企画・運営に参加し、当日は会津西陵高校生も子どもたちと遊びました。また、実施計画のじゃぶじゃぶ池について来場者に意見をお聞きしました。



日時：令和 6 年 8 月 11 日（日）8:30～11:30
運営：HPF
来場者数：約 100 名
目的：①跡地利活用に向けた仲間づくり②跡地利活用について多くの方に知ってもらう③水遊び（じゃぶじゃぶ池）の試行

②ほんごうパークフェス

町民が技やアイデアを持ち寄り、12 の遊びの体験ブースを運営し、子どもたちと遊び、交流しました。企画から準備、当日の運営まで高校生も含めた町民約 50 名が参加しました。また、商工会主催のマルシェと同日に開催し、集客しました。



日時：令和 6 年 11 月 17 日（日）10:00～15:00
運営：HPF *当日は HPF 以外の町民（プレイヤー）含め約 50 名が参加
来場者数：約 900 名
目的：①将来の利活用プログラムの検討 ②管理運営方針の検討 ③仮設建物の実証

③フユノヨテラス・ホンゴウ ※あとち利活用モニターによる実施

地域住民の企画運営により、歳之神に合わせたイルミネーションイベントが開催されました。大雪の影響により、11 日の開催が中止となりましたが、点灯リハーサルには多くの町民が集まり、最終日は地元の例年行事である歳之神も執り行われました。



日時：令和 7 年 1 月 11 日（土）～14 日（日）
17:30 カウントダウン・点灯式
20:00 消灯
運営：HPF 有志
来場者数：約 250 名（4 日間）
目的：①あとちの冬の使い方の検討
②建築施設等に必要な機能等の検証
※ モニターの目的：行事と連携した賑わいづくり

（３）管理運営勉強会等の概要

実証ワークショップの企画・準備の過程においては、町民有志が集まり、話し合い、当日に向けて活動しました。また、将来の管理運営体制のあり方についての勉強会を開催しました。

①ほんごうパークフェスの運営に向けたキックオフミーティング

当イベントの運営に関心ある町民が集まり、運営チームを立ち上げました。大まかな企画内容や役割分担について話し合い、決定しました。

日時：令和 6 年 9 月 18（水）
18:30～20:30
会場：コバコ
参加者：HPF
内容：企画内容の検討、運営チームの体制や役割分担等の検討

②ほんごうパークフェスの運営に向けたプレイヤー説明会

当日プレイヤーとしてブース出展する町民も参加し、HPF メンバーと顔合わせをすると共に、イベントの目的や各ブースの内容、当日のスケジュール、役割分担、注意事項等について全員で共有しました。

日時：令和 6 年 10 月 29 日（火）
18:30～20:30
会場：コバコ
参加者：HPF、ブース出展者
内容：プログラムの内容、当日スケジュール・役割分担等の共有

③ほんごうパークフェスの振り返りと本郷一小跡地の管理運営を考える会

ほんごうパークフェスについて振り返り、個別の感想や課題を共有すると共に、実証ワークショップとしての結果を全員で確認しました。また、将来の管理運営のあり方も念頭におきながら、今後の HPF の活動のあり方について意見交換しました。

日時：令和 6 年 12 月 11 日（水）
18:30～20:30
会場：コバコ
参加者：HPF
内容：ほんごうパークフェスの振り返り、今後の HPF の活動のあり方

④（仮称）本郷パークの管理運営について

今後想定されるスケジュールや今年度の活動結果を確認した上で、将来の管理運営体制について、事務局より提示した体制案をたたき台に話し合うと共に、HPF の今後の活動の方向性について話し合いました。

日時：令和 7 年 1 月 28 日（火）
18:30～21:00
会場：コバコ
参加者：HPF
内容：ほんごうパークの管理運営方針案と HPF の次年度の活動について

(4) 町民懇談会の概要

整備計画および管理運営方法の検討状況の報告と、これに対する町民の意見をお聞きする場として、町民懇談会を3回開催しました。

①第1回町民懇談会

令和5年度に策定した実施計画（裏面参照）と令和6年度の実施内容およびスケジュールについて説明し、質疑応答を行いました。後半は「あとしであそぼう・楽しもう会議」と題し、グループに分かれ、令和6年度に試行的に跡地で実施したいこと、できそうなことのアイディアを出し合いました。魅力的なアイディアがされたとともに参加者間がつながる機会となりました。

日時：令和6年7月29日（月）

18:30～20:45

場所：本郷生涯学習センター大会議室

参加者：17名

内容：実施計画の説明、あとしであそぼう会議、今年度の予定、活動サポートの説明

②第2回町民懇談会

令和6年度の活動の「中間報告会」として、第1回以降に実施した実証ワークショップ等の活動状況、整備計画および管理運営方法の検討状況について報告・説明し、質疑応答を行いました。

日時：令和6年12月19日（木）

18:30～20:30

場所：本郷生涯学習センター大会議室

参加者：10名

内容：前回以降の活動状況、整備計画の検討状況、管理運営方針の検討状況の説明

③第3回町民懇談会

令和6年度の活動の「最終報告会」として開催しました。1月のイベントや会議等の活動報告を行うと共に、これまでの活動結果を踏まえ、とりまとめた、整備計画案について報告・説明し、質疑応答を行いました。

日時：令和7年2月19日（水）

18:30～20:00

場所：本郷生涯学習センター研修室

A・B

参加者：10名

内容：「旧本郷第一小学校跡地公園整備計画（案）」の説明

（５）個別ヒアリング等の概要

大屋根を含めた建物内の使い方や空間の大きさ等について、ほんごうパークフェスの来場者にヒアリング調査を実施しました※。また、建物の具体的な機能を検証するため、プレイヤーを対象としたヒアリング調査を実施しました。ヒアリング結果の概要を以下に整理します。

※ほんごうパークフェスでは整備イメージ図の建物等の位置を白線で示し、位置や大きさを確認しました。特に半屋外空間の位置はカラーコーンを設置すると共に、高さを示しました(右図)。



グループ属性	建物の屋内でしたいこと (空間の大きさ等)	半屋外空間したいこと (空間の大きさ度)
イベント参加者 (20代以下)	・カフェ ・友達とおしゃべり、カードゲーム、携帯ゲーム(10人、教室程度) ・友達と遊ぶ(2~4人、教室の半分程度) ・部活動のミーティング等(教室程度) ・ドッジボール	・バドミントン ※多数回答あり ・3×3(少し大きく) ・バスケ(ゴール2つのみで良い) ・テニス ・鬼ごっこ(2倍程度) ・ゆっくりできるテラス
イベント参加者 (子育て世代)	・子どもが外で遊んでいるのを見ながら、親だけでおしゃべり ・子どもの屋内遊び場(せめてドッジボールができるぐらい) ・3×3	・バスケ ・サッカー(ボールが外に出ない) ・フットサル ・バドミントン(高さ4m程度) ・子どもを見守る(広さ1.5~2倍)
イベント参加者 (40代以上)	・趣味サークル(跡地のデッキ程度の広さ/45㎡程度) ・脳トレや工作(教室程度) ・子どもと一緒に運動(ドッジボールができるぐらい) ・グループのミーティング(20人、教室程度) ・テレワーク、WiFi設備と机(プレハブの5倍ぐらい/約80㎡)	・夏に休憩できる。 ・雨の日に芋煮(もう少し広く) ・カフェ(お茶を飲んで休憩) ・バドミントン(広さ2倍程度) ・3×3等の気軽なスポーツ(1.5倍程度)
木工ワークショップ運営者	・木工できる(汚せる場所)、外に行きやすい(外作業にいきやすい)→生涯学習センターでは不可 ・防災機能、備蓄	・子どもの外遊び(雪、泥)を暖かい場所で親が見守る。 ・汚れたら着替えができる場所。
マルシェ運営者	・利益をとっても使える施設→生涯学習センターは不可 ・レンタルキッチン→収益事業が可能であれば、利用希望者は結構多い。 ・たき火台×防災	・キッチンカーが入っていい場所の確保(きもちのいい空間、水道、外部コンセント) ・シャワールーム(外からも中からも入れる)
小学生の放課後活動事務局	・子どもが動き回り、大きな声を出し、工作等思いっきり汚しても良い場所(40名、100㎡程度) ・時間帯で年齢毎の住み分け可能 ・荷物置きや準備のためのスペース、親の待機場所	・屋内や屋外を行ったり来たりできると良い。
高齢者の生きがい活動主宰	・料理して食べられる場所 ・こども食堂 ・軽食(自販機可、安い)	
ヨガ教室主宰	・ヨガの定期レッスン(広さより集中できる環境づくりが重要。冷暖房、調節できる照明) ・収益事業が可だと、フリーランスが利用しやすい。	

6. 整備計画

(1) 建築計画の基本方針

屋内での多様な活動を可能とする建築施設の計画については、以下の6つの方針に基づき、検討するものとします。

①空間構成：本郷地区の歴史や文化資源を活かす機能や空間デザイン

- ・歴史資源、産業資源、そして文化資源でもある会津本郷焼などの地域の資源を活かし、その関連団体等による活用を想定した機能や空間デザインとします。具体的には、会津本郷焼に関わる団体と連携し、来訪者が気軽に会津本郷焼等のものづくりを体験できる空間の導入を想定します。
- ・管理運営体制等の具体化にあわせて検討される運営プログラムにも配慮した施設計画とします。

②形態・外観：本郷地区の風土・風景と調和する景観デザイン

- ・計画地は、遠景では風光明媚な山々に囲われており、近景では会津本郷焼の窯元が点在する界限性のある街路があり、地域の風土を色濃く残す、本郷地区独特の風景が見られます。
- ・「(仮称) 本郷パーク」の形態や外観は、これらの遠景・近景の風景と調和する景観デザインとします。

③建築構造：積雪等の会津の気候条件を踏まえた管理しやすい構造デザイン

- ・建築構造は、現時点では限定しませんが、会津地域の積雪など厳しい気候条件、環境等を踏まえ、適切に選定します。具体的には、設計段階において、以下の観点から総合的に評価し、選定します。
 - i) 公共施設として長期にわたる使用に向けた耐久性
 - ii) 避難所としての活用を想定した耐震性（耐震性能Ⅱ類）
 - iii) 冬季でも快適に利用するための断熱性
 - iv) 将来のメンテナンス、ランニングコストも踏まえた経済性（低ライフサイクルコスト）
 - v) 脱炭素社会の実現に向けた環境性能（⑤参照）
- ・なお、以下の④に関連して、シンボル性等を表現するために、混構造とすることも可能とします。
- ・仮に木造とする場合には、木材特有の経年劣化等を踏まえた維持管理の方法等について詳細に検討した上で、採用するものとします。
- ・建築の階数は、平屋建てもしくは2階建てとします。

④ 建築材料：シビックプライドの醸成に寄与する地場産素材の活用

- ・仕上げ材等の建築材料については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（令和３年施行）」や地場産業の振興等の観点から、可能な範囲で会津材を活用するものとします。
 - ・会津材の木材や会津本郷焼による陶磁器を、仕上げ材に活用した意匠を検討し、特徴とします。このことで、地域の子どもたちをはじめとした住民が、「自慢できる地域の施設」として、シビックプライドの醸成に寄与することを目指します。
- ※注：シビックプライドとは、英語では「Civic Pride」と書き、地域住民が、地域や町に対して誇り（プライド）や愛着を持つこと。

⑤ 環境性能：脱炭素社会に向けたZEB化を実現する技術（設備等）の導入

- ・脱炭素社会の実現に向けて、環境省や国土交通省においても各種取り組みが進められており、その一環として、建築物のZEB化等を推進しています。
 - ・本施設においても、ZEB化に向けた創エネ技術（太陽光発電等）や省エネ技術（高効率照明等）を積極的に導入、活用します。
- ※注：ZEBとは、「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

⑥ 意思決定手法：多様な利用者が居心地よくいられるインクルーシブな空間形成を目指した手法

- ・障がい者や子ども高齢者などを含む多様な人のニーズを積極的に取り入れながら、建築のデザインに反映するインクルーシブな建築の施設デザインを目指します。
- ・次年度以降の設計、施工の各段階において、これらの方々の意見を取り入れる工夫を行います。例えば、設計素案の段階での住民の意向把握ワークショップや、施工段階での仕上げ材や色彩のサンプル等について、防滑性や視認性等を現地で確認してもらう等のワークショップを想定します。

・トイレ等具体的な施設等については、基本的にバリアフリー法の建築物移動等円滑化基準を踏まえて設計します。

バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準(義務基準)、建築物移動等円滑化誘導基準(誘導基準)の例			国土交通省	
出入口		廊下等		傾斜路
○主な基準		○主な基準		○主な基準
	義務基準	誘導基準	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2	廊下の幅	120cm以上※1 180cm以上※2
※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上		※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり		手すり 片側設置※1 両側設置※1 傾斜路の幅 120cm以上※2 150cm以上※2 ※1 低位部分は適用除外 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり
エレベーター及びその乗降ロビー		便所		
○主な基準		○主な基準		
	義務基準	誘導基準	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3	車いす使用者用便所の数	建物に1以上 各階に原則2%以上
かこの幅	140cm以上※1-2	160cm以上※3	オストメイト対応水洗器を設けた便所の数	建物に1以上 各階に1以上
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※1-2	180cm角以上※3		
※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり) ※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る ※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る		※その他の施設に係る基準がある。 ・階段 ・ホテル又は旅館の客室 ・敷地内の通路 ・駐車場 ・構内 ・案内設備 ・浴室等		

※注：インクルーシブとは、英語では「inclusive」と書き、「包摂」や「包括」等の意味。インクルーシブな空間とは、障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、共有できる空間のこと。その検討過程でも、これらの方々の参加を想定している。

(2) 建築施設への導入機能（案）と空間構成の方向性

1) 建築施設への導入機能の設定

建築施設への導入機能は、①の利活用方針や実施計画の内容を前提に、②会津美里町の本郷地区に関するまちづくりの方向性、③今年度実施した実証実験等で把握した利用者の意向等を踏まえて、以下の「④建築施設への導入機能（案）」のように設定します。

①旧本郷第一小学校跡地に関するこれまでの検討

i) 旧本郷第一小学校跡地利活用方針

旧本郷第一小学校跡地利活用検討会の跡地利活用方針の位置づけとして、住民が本郷での暮らし・学びを充実させ、その魅力を発信し、地域活性化の拠点となることを目的として、以下の3つの理念を提案する。

○本郷地区に賑わいを創出するための場所

○コミュニティを形成することができる場所

○子どもが自由に遊べる場所

ii) 実施計画（整備イメージ）

旧本郷第一小学校跡地の整備イメージと方向性

跡地は、利活用方針、基本計画及び実施計画の使い方は違っても、「誰もが」が「地域」

大きな子どもの遊びエリア

大きな子ども(小学生程度)がアツティブに動き回ることができるエリア。子どもが楽しめる遊具等を配置します。

森と土と小山のエリア

自然にふれあひながら遊べるエリア。緑豊かな小山、起伏を活かした遊びができる小山、土遊びができる場所などを整備します。

親子の遊びエリア

親子が安心して遊べるエリア。ジャングルジム、滑り台、ブランコ、砂場、水遊び場、遊具等を配置します。

建物エリアの方向性

「子どもの居場所」「地域の集まりなどの交流の場」「賑わいの場」を基本

○(イベントができる)大きな屋根のある半屋外空間

○室内でも運動できる大きな部屋

○カフェ・フリースペース

○会議室・集会室

○キッチンカースペース

②会津美里町の本郷地区に関するまちづくりの方向性

i) 本郷地区の方向性（政策方針）

・学校跡地や周辺の教育関連施設と連携した「子育て支援や教育のモデル地域」
→子育て支援機能や教育関連機能等

ii) 本郷地区の特色

・向羽黒山城跡等の歴史資源、会津本郷焼の文化資源＝観光資源
→観光情報の発信機能、回遊拠点機能、会津本郷焼の活用等

iii) 場所の特性：地域拠点

・公共の大規模なオープンスペースであり地域住民にとってわかりやすく愛着のある場所
→防災機能、シンボル機能

③建築への導入機能と規模感等に関する利用者の意向等（前章：5.住民や利用者等の意向把握・実証等の実施）

i) じゃぶじゃぶ池の検証（水遊び 8/11）

・多くの親子で賑わい創出



→シャワーや更衣室が必要

ii) 導入機能の規模感に関する検証（ほんごうパークフェス（11/17））

	想定機能（使い方）	必要な空間の規模・設備
屋内空間	ミーティングやワークショップスペース（個室）	・教室の半分～1室ぐらい ・実証のデッキの広さ（約50㎡）
	テレワークスペース（公開スペース）	・プレハブの5倍ぐらい
	屋内の子ども遊び場	・ドッジボールやバスケット3×3ができる
半屋外空間	雨の日のイベント（芋煮など）	●広さ（実証広さ15m×12m）
	子どもの遊び場（バスケット、パドミントン、鬼ごっこ等）	・充分～もう少し広い方がいい（1.5～2倍ぐらい）
	子どもが遊んでいるのを見守る	●高さ（実証高6m） ・ちょうどよい～もっと低くてよい（4～5mぐらい）





iii) 利用候補者の意向把握

○生涯学習センターとの役割分担等
・会議室を2部屋使うこともあるが、先約があり、使えないこともある。
・生涯学習センターでは、執務空間もあるため、騒ぐことができない。
・参加料金を取れないので、使いたくても使えないプログラムもある。

○ワークショップルームの使い方や設え
・子ども向けでは、教室での座学の後、屋内遊び、屋外遊びが一連のプログラムでできると良い
・汚してもよいワークショップルームがあるのは、良い。

○冬の使い方
・暖かい飲食物を提供できるとよい。
・ソリ等の遊び道具が保管しており、屋外から自由に使えると良い。

④建築施設への導入機能（案）

目的（理念）	建築への導入機能	使い方のイメージ
i) 賑わい創出（観光、イベント等）	○イベント支援機能	・原っぱエリア等でのイベント時に本部や救護室等として利用する。 ・半屋外・屋内イベント会場としても活用。
	○観光拠点機能	・観光客へ地域の多様な観光情報等を発信し、立ち寄り、休憩してもらう。
	○地域文化の発信・活用機能	・会津本郷焼の情報を発信するとともに、ものづくり関係の体験ワークショップ等を行う。
ii) コミュニティ形成（住民間の交流）	○住民が気ままに集える機能	・住民が、リビングのように、ふらっと気軽に立ち寄れて、居心地よくいられ、交流する。
	○住民の活動団体の拠点機能	・住民主体の多様な活動団体の拠点となり、ミーティングや活動としての教室として利用する。
	○子育て世代の交流支援機能	・地域の子育て世代のための情報を発信するとともに、交流・情報交換する場やプログラムを用意し、支援する。
iii) 子どもの遊び場・学び場	○屋内遊び場機能	・主に幼児連れの親子や小学生に、雨天時等に屋内や半屋内で安全に楽しく遊んでもらう。
	○学び場機能	・小学生や中高生が自習をしたり、活動団体が勉強等を教える場所として活用する。
	○中高生の活動拠点機能	・中高生の部活動等の作品展示、発表の場として活用する。
iv) その他（地域の防災性の向上）	○屋外遊びの支援機能	・シャワー室や更衣室を用意し、子どもの外遊びを支援する。
	○防災機能	・地域の防災訓練時の拠点や発災時の拠点等として活用する。 ・発災時の避難所として活用する。
	○シンボル、シビックプライド醸成機能	・住民の誇り、シビックプライドの醸成につながる機能の導入を目指す。

16

2) 空間・施設と規模感のイメージ

前項で整理した「④建築施設への導入機能の方針」及び検証調査における規模感に関する意向を踏まえて、「⑤空間・施設と規模感のイメージ」及び「⑥空間構成の概念図」を整理しました。

(前項の検証調査による規模感に関する意向)

④建築施設への導入機能の方針 (再掲)

目的 (理念)	建築への 導入機能	使い方の イメージ
i) 賑わい 創出 (観 光、イベ ント等)	○イベント 支援機能	・原っぱエリア等でのイベント時に本部や救護室等として利用する。 ・半屋外・屋内イベント会場としても活用。
	○観光拠点 機能	・観光客へ地域の多様な観光情報等を発信し、立ち寄り、休憩してもらう。
	○地域文化 の発信・ 活用機能	・会津本郷焼の情報を発信するとともに、ものづくり関係の体験ワークショップ等を行う。
ii) コミュ ニティ形 成 (住民間 の交流)	○住民が気 ままに集 える機能	・住民が、リビングのように、ふらっと気軽に立ち寄れて、居心地よくいられ、交流する。
	○住民の活 動団体の 拠点機能	・住民主体の多様な活動団体の拠点となり、ミーティングや活動としての教室として利用する。
	○子育て世 代の交流 支援機能	・地域の子育て世代のための情報を発信するとともに、交流・情報交換する場やプログラムを用意し、支援する。
iii) 子どもの遊 び場・学 び場	○屋内遊び 場機能	・主に幼児連れの親子や小学生に、雨天時等に屋内や半屋内で安全に楽しく遊んでもらう。
	○学び場機 能	・小学生や中高生が自習をしたり、活動団体が勉強等を教える場所として活用する。
	○中高生の 活動拠点 機能	・中高生の部活動等で、そのミーティングや作品展、発表の場として活用する。
	○屋外遊び の支援機 能	・シャワー室や更衣室、遊び道具用倉庫を用意し、子どもの外遊びを支援する。
iv) その他 (地域の 防災性の 向上)	○防災機能	・地域の防災訓練時の拠点や発災時の拠点、避難所等として活用する。
	○シンボル、シ ビックブ ライド 醸成機能	・住民の誇り、シビックプライドの醸成につながる機能の導入を目指す。

⑤空間・施設と規模感のイメージ

空間・施設 (機能集約)	使い方・設備等の イメージ	規模感・留意事項
a 半屋外の大規模空間	・大屋根の下で子どもが遊んだり、大人が憩える施設	・遊びでバドミントン程度ができる空間規模 →12.5m×20m=250㎡×5mH程度を想定
b エントランス・ロビー	・観光情報、地域情報等の発信施設	・10人程度の団体が、滞留できるスペース →30㎡程度を想定
c 受付・事務室	・管理者が常駐し、受付・施設管理等を行う事務室 ・子育てに関する情報提供や交流プログラムの提供等の使い方も想定	・2～5人の執務+受付スペース →25～50㎡程度を想定
d 休憩・交流スペース	・観光情報の発信と住民や観光客が休憩できるスペース	・4～6人掛けテーブルが4～5つ程度おけるスペース →50㎡程度を想定
e カフェ等の飲食空間・施設	・給排水、流し台、調理家電等を用意する ・店舗とするかは業者の需要を踏まえて検討	・厨房等のみ(客席は、d 休憩・交流スペースと兼用) →20㎡ ※キッチンカースペースと連携
f ミーティングルーム (座学の教室/料理教室も可能)	・複数の部屋があり、フレキシブルに利用できる。 ・1つの部屋には、キッチンも設置。 ・多様な「〇〇教室」が可能	・20人程度がミーティングやワークショップができるスペースを3～4室程度 ・可動間仕切りにより、フレキシブルな使い方を可能とする。 →40～50㎡×3～4室=120～200㎡程度 ※ワークショップ等の実施主体との連携による運営体制/ワークショップ等のプログラムの構築を前提とする。
g 本郷焼とものづくりワークショップルーム	・本郷焼等のものづくりワークショップを行うための設備等を設置(一定程度、汚されることを想定した工房的な使い方)	
h 多目的ルーム(屋内遊び場)	・通常は、子どもの屋内遊び場として開放し、中規模の会議室としても利用	・ドッジボール(12.5m×20m)がでる程度+乳幼児の遊びのコーナーを想定 →250㎡程度
i 防災備蓄倉庫	・地域防災の観点から、必要な防災備品の倉庫を設ける。	・他の備蓄倉庫を参考に設定 →規模は、別途検討
j トイレ・シャワー室・更衣室・倉庫・その他	—	・収容人数等から便器数等を算定し、設定 ・倉庫を一定程度確保(一部は、屋外から利用可能) ・一定規模の廊下や階段、E.V.室等が必要 →a～i 合計の10～20%程度を想定
(小計)	—	合計: 約 800～1,000㎡ (防災備蓄倉庫を除く)
※避難所等の防災機能	・上記全体が、避難所として機能する	・最終的な施設規模は、地域防災計画等による施設の設置状況を踏まえて設定。

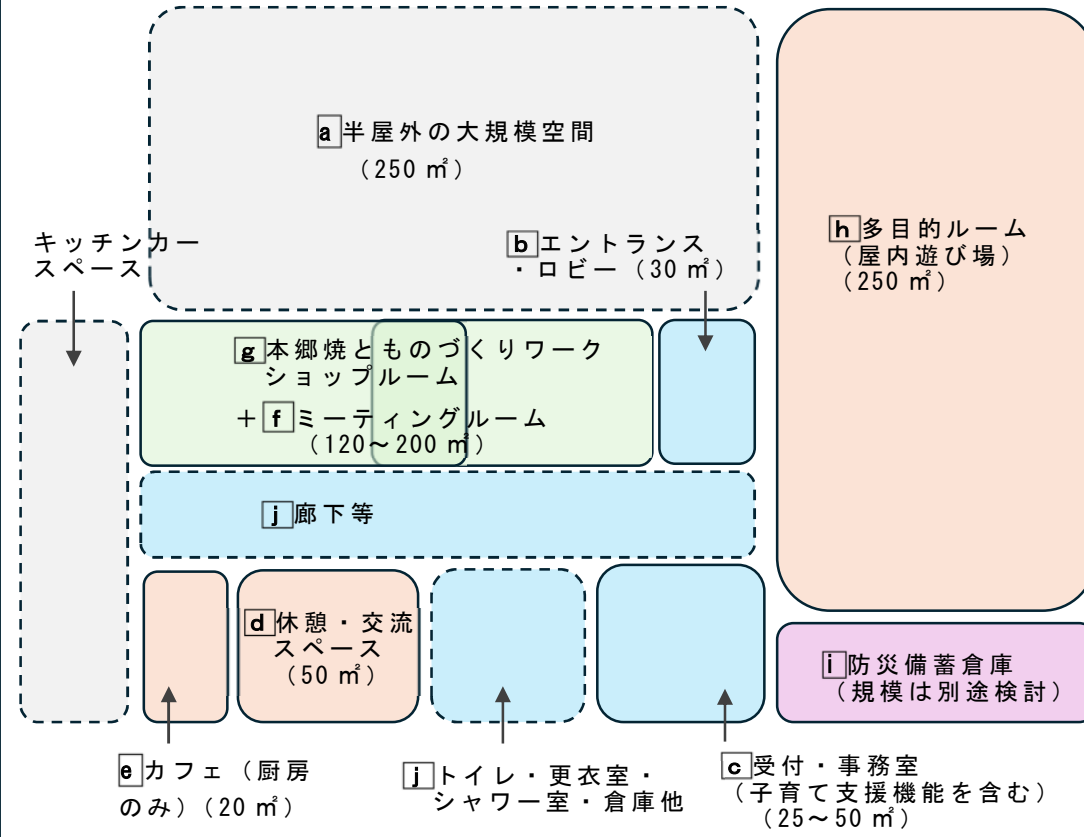
○実施計画における建物イメージ

※諸室名称や規模感はいくまでイメージ



⑥空間構成の概念図

- ・⑤空間・施設と規模感のイメージを踏まえて、おおよその各諸室・空間のボリューム感と構成イメージを示します。これは、具体的な計画、レイアウトイメージを示すものではありません。
- ・特に「f ミーティングルーム」と「g 本郷焼とものづくりワークショップルーム」は、運営団体による「プログラム」に基づく利用を想定しており、当該運営団体の意向を踏まえて具体化することを目指します。



3) 近隣施設との役割分担と連携等のイメージ

近隣施設	目的・役割	現状で難しい事 課題等	(仮称) 本郷パークとの役割分担と 連携等のイメージ
本郷生涯学 習センター	- 町民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、地域における生涯学習の振興を図ることを目的とした施設。住民の公民館としての役割も持つ。 - 公共の他、上記を目的とした民間団体により、主として高齢者や子どもたちの活動プログラムに活用されている。	- 利用規約上、収益事業としての教室やワークショップ等の利用はできない。 - 執務空間があることもあり、施設内外での運動（軽スポーツ）を含めた活動プログラム（子どもの放課後活動等）等は、できない。	○生涯学習センター - 無料の座学を中心とした生涯学習関連の活動拠点 ○(仮称) 本郷パーク - 収益事業を含めた地域振興に寄与する多様な活動の拠点 - 参加料が有料の利用も可能 - 多目的スペース等での軽スポーツと室内の座学を組み合わせた多様な活動プログラムでの利用が可能 ○両施設の連携 - 施設利用者の状況や情報等を共有し、地域全体の活動の活性化につなげる。
本郷インフ ォメーショ ンセンター (観光案内 施設)	1Fは、地域の観光情報のパンフレット等を置き、地域の観光案内を有人で行う。観光客が立ち寄れる小規模な休憩スペースも有する。 2Fは向羽黒山城跡資料展示室の一部。 - 観光駐車場があり、観光客の出発拠点の役割も。	- 休憩スペースは、小規模であり、複数グループが同時に休憩するには不向き。 - 住民が立ち寄る施設ではなく、観光客と住民の出会い・交流の場にはなっていない。	○本郷インフォメーションセンター - 観光客の地域回遊の出発点 - 案内の一環として、(仮称) 本郷パークへも誘導 ○(仮称) 本郷パーク - 体験ワークショップ等のプログラム開発により、連携 - インフォメーションセンターの補完（地域の回遊拠点） ○両施設の連携 - 回遊の出発点と回遊拠点が連携することで、回遊行動の拡大につなげる。
会津本郷陶 磁器会館・ 個別窯元	(陶磁器会館) - 町内の13の窯元の作品を展示・販売している。 - 常駐スタッフが、「陶芸体験ができる窯元」等、具体的な案内を実施 (個別窯元) - その作品の詳細な説明や販売、陶芸体験を実施	(陶磁器会館) - 会津本郷焼に関する案内等は行いうが、「陶芸体験」そのものはやっていない。 (個別窯元) - 陶芸やその窯元に興味にある人の訪問が多く、新たなファンの獲得はしにくい。	○会津本郷陶磁器会館 - 会津本郷焼の基本的な案内等 ※他の窯元：本郷焼の詳細説明、販売、本格的な陶芸体験 ○(仮称) 本郷パーク - 子どもも参加できる気軽な陶芸体験等の体験メニューも提供 ○両施設と個別窯元との連携 - 陶磁器会館で基本情報を提供し、本郷パークで気軽な陶芸体験を行い、興味を持った参加者が、個別窯元へ行き、新規ファン獲得につなげる。
COBACO (焼物の まちの憩の 場)	- ミーティング等ができるレンタルスペース(和室)、アトリエ兼ショップ、カフェ等のチャレンジショップ、インキュベーション的な機能を有している。 - 小規模な民間施設だが、住民や来訪者の交流拠点になっている。	- レンタルスペースは、10数名程度が入れる規模であり、それ以上、一定規模の会合、教室等には不向き。 - カフェは常設ではなく、気軽に立ち寄れる施設とは言えない。	○COBACO - 民間のチャレンジショップ的な活動や創業支援の場、小さな交流拠点 ○(仮称) 本郷パーク - 多様で多くの人が集まれる大きな交流拠点 ○両施設の連携 - 両施設の連携により、地域内の多様な属性のグループ、大小の活動の受け皿となる。
MISATO BASE(ミサ トベース)	- 高齢者等を対象とした福祉施設だが、地域の子供たちを含め、誰もが集える「居心地の良い場所」を目指しており、施設の一部を住民に開放している。 - 学校帰りの子どもの立ち寄り施設になっている。	施設の開放は、事業外の地域貢献として行われており、立ち寄った子どもたちの見守り等での施設管理は、課題になっている。	○MISATO BASE - 少人数の子どもが大人の見守りを感じつつも、自由に立ち寄れる場 ○(仮称) 本郷パーク - 管理者が常駐し、保護者が安心して子どもの自由な遊びを実現できる場所 ○両施設の連携 - 美里ベースの内外で遊ぶ子どもが、本郷パークの管理者等の大人を感じることで、安心感をもって遊べる。

（３）「子どもが自由に遊べる場所」の実現に向けた整備方針

利活用方針では、その理念として「子どもが自由に遊べる場所」を掲げています。これは、「（仮称）本郷パーク」の大きな特徴になるものです。

ここでは、「子どもが自由に遊べる場所」の実現に向け、実施計画におけるエリア別の方向性を前提に、ハード面の設え、遊具等の施設の基本的な考え方をエリア別に示します。

なお、パーク内に設置する各遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を踏まえて、設置するものとします。あわせて、障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが平等に遊べるインクルーシブ遊具の設置について検討します。

①森と土と小山のエリア

●実施計画における方向性

- ・自然にふれあいながら遊べるエリア。緑豊かな小さな森、起伏を活かした遊びができる小山、土遊びができる場所などを配置します。

○起伏のある小山の形成

- ・エリアには緩やかなこう配をもった高さ 5m 程度の小山を造成します。
- ・こう配を活かしてニーズの高い大型の滑り台等の遊具を設置する
他、以降に示す遊び等ができる設えや遊具を設置します。



※出典：本庄市HP／本庄総合公園

○斜面を活かしたそり遊びができる設え

- ・ゆるやかなこう配を利用して、子どもたちが気軽にそり遊びができる設えとします。冬季の積雪時には、雪の斜面を利用したそり遊びができるものとします。
- ・造成におけるこう配の角度は、多様な年代の子どもが安全に楽しく遊べるように、留意して設定します。



※出典：出雲市HP／斐伊川河川敷公園



※出典：札幌市百合が原公園HP

○斜面を活かした遊具の設置

- ・斜面を活かして、子どもたちが安全に遊べるアスレチックタイプの遊具を設置します。
- ・利用する子どもたちの年齢等を踏まえ、安全性に充分配慮したものとします。



※出典：富谷市HP／大亀山森林公園

○子どものニーズが高いツリーハウス型遊具の設置

- ・小山の頂上付近には、過年度の調査で子どもからのニーズが特に高かった「ツリーハウス」を想起させる遊具を設置します。すべり台などを併せた複合型の遊具を想定します。



※出典：桜川市HP／大和駅北公園

○土遊びの場所

- ・小山のふもと部分には、土遊び（砂や泥遊び）ができる場所を用意します。
- ・近接する親子の遊びエリアのじゃぶじゃぶ池との連携による泥水遊びなども想定します。



※出典：千葉市HP／プレーパーク

②大きな子どもの遊びエリア

●実施計画における方向性

- ・大きな子ども（小学生程度）がアクティブに動き遊ぶことができるエリア。子どもが楽しめる遊具等を配置します。
- ・子どもの年齢層に留意して、小学生の低学年程度から高学年程度までの子どもが安全に遊べるエリアとします。
- ・子どもが、運動の基本的な動作を身に付けたり、複数の子どもと一緒に遊ぶことによる社会性、創造性等が期待できる大小の複合遊具を設置します。



※出典：東京都公園協会HP／舎人公園

③親子の遊びエリア・じゃぶじゃぶスポット

●実施計画における方向性

- ・親子が安心して遊べるエリア。じゃぶじゃぶ池、乳幼児が遊べる遊具、東屋等を配置します。
- ・親が見守りつつ、幼児が安全に遊べる遊具や、幼児でも安全な深さのじゃぶじゃぶ池もしくは噴水設備等のスポットを設けます。
- ・じゃぶじゃぶ池や噴水設備等のスポットは、水道料金等の維持管理のためのコストにも留意して検討します。また、これらは夏期の一定期間のみの利用になるため、通年での利用方法についても留意して検討します。
- ・親が子どもを見守るための東屋もあわせて設置します。



※出典：洞爺湖町HP／観光サイト



※出典：箕面市HP／乳幼児パーク

④建物エリア

●実施計画における方向性

- ・季節や天候に左右されず、誰もが遊び、交流できる複合的な機能を備えた建物を中心としたエリア。

○屋内の多目的ホール（屋内遊び場）

- ・屋内に設ける多目的ホールは、乳幼児から小学生までの子どもたち誰もが遊び、交流できる空間とし、そのための設えや備品を用意します。
- ・具体的には、乳幼児が親と一緒に遊べる安全なコーナー的空間や、小学生が遊びとしてのドッジボールやバドミントンができる空間を用意します。
- ・特に、乳幼児が遊ぶ空間は、可動のマットや遊具での構成を想定します。
- ・なお、「乳幼児が遊ぶコーナー的空間」は、利用状況を踏まえて、ネットカーテン等により、適切にゾーニングします。



※出典：秦野市 HP
／はだのこども館多目的ホール



※出典：喜多方市 HP
／アイデミきたかた

○大屋根の半屋外のスペース

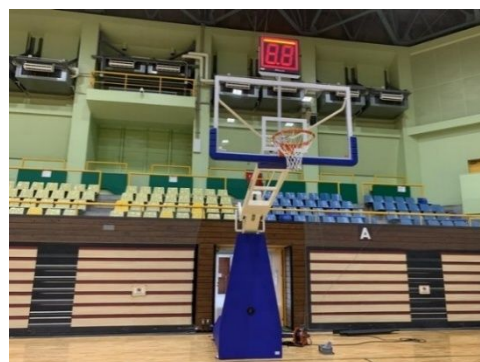
- ・大屋根の半屋外のスペースは、子どもだけでなく全世代の利用者が多様な使い方ができるものとし、子どものための固定的な遊具の設置は、想定しません。
- ・ただし、雨天や降雪時等に遊びとしてのバドミントン等の軽スポーツが楽しめる空間、設えとします。



※出典：郡山市 H P

○その他の検討事項

- ・後述する「町有地の活用方針」では、中高生のスポーツ広場の整備を想定していますが、雨天時等には、その利用は困難です。このことから、上記の「屋内の多目的ホール」もしくは「大屋根の半屋外のスペース」のどちらかにおいて、雨天時でも3X3が楽しめるよう、可動式のバスケットゴールの設置を検討します。



※出典：さいたま市 H P

⑤ 原っぱエリア

● 実施計画における方向性

- ・子どもたちが思いきり走り回ることができ、イベント開催など多目的な利用が可能な、広くて平らなエリア。

- ・基本的に遊具等は設置せず、子どもたちが自由に思い思いに走り回り、あるいは簡易な遊びとしてのスポーツ、ボール遊び等を行うことができる、ひとかたまりの空間とします。
- ・エリアを取り囲む園路の脇には、走り回る子どもたちを見守る保護者などのためのベンチ等のファニチャーを設けます。
- ・原っぱ全体に大きな起伏は設けずフラットなものとし、多様なイベント等に対応できる設えとします。

○ 歳の神やキャンプファイヤーができる場所の確保

- ・原っぱエリア内の一部は、本郷地区の正月の行事「歳の神」の実施や、キャンプファイヤー等ができることを想定した舗装、設えの場所を設めます。
- ・その具体的な配置は、歳の神の実施時における建物や周辺への飛び火の可能性、危険性等について配慮して決定します。

○ 現況のイベント時の利用状況



○ 芝生広場でのどんど焼きの事例 (つくば市／小田城歴史ひろば)



※出典：つくば市HP

- ・広場は、全体的に芝生となっているが、どんど焼きの場所は、裸地となっている。

※参考 都市公園における遊具の安全確保に関する指針

(改訂第3版 令和6年6月／国土交通省)

- ・特に大型遊具については、同指針において「建築基準法を準用する」旨の記載があります。その構造等については、設計、施工上の安全性等において、考慮するものとします。

5) 複合遊具等の大型遊具の固定荷重、積載荷重などについては、建築基準法に定められた建築物に作用する荷重及び外力等の基準を必要に応じて準用する。また、遊具には、遊具固有の荷重による応力が働くため、これについても考慮する必要がある。

■ 参考資料 (準用する建築基準法施行令 関係法令文 (抜粋))

第83条 建築物に作用する荷重及び外力としては、次の各号に掲げるものを採用しなければならない。

1. 固定荷重
2. 積載荷重
3. 積雪荷重
4. 風圧力
5. 地震力

(4) 植栽・緑の整備方針

本郷パークにおける植栽等の整備では、会津美里町の植生や気候風土にあった樹種の選定を基本とします。公共の公園緑地としてできるだけ維持管理が容易となるよう、強壮な樹勢をもつ樹種を選択します。

以下に個別の整備方針を示します。

①樹木の配置と植栽の維持管理

- ・新たに植栽する樹木等は、植栽直後ではなく、概ね 20 年程度経過した段階の生育状況を想定し、その段階における公園全体やエリア毎の緑地環境、景観等を見据え、各樹種の特性を踏まえつつ、樹種選定や配植を検討するものとします。
- ・「森と土と小山のエリア」においては、将来的に森をイメージさせる緑の環境を目指した配植とします。ただし、パーク全体の見通し、安心感に配慮して整備します。
- ・植栽後は、樹木等の生育状況を見ながら、維持管理や追加の植栽などに町民の参加を促すなど、公園全体を地域とともに育てていくことを想定します。

②メタセコイアの対応

- ・跡地中央にある 2 本のメタセコイアは、地域住民の記憶に残るシンボルツリーと言える木であり、基本的には、未来に引き継いでいく貴重な資源として位置づけ、その保全のために必要な対応策を講ずるものとします。
- ・相当の樹齢を重ねていることを踏まえ、今後、適時に行われる樹木医による診断、評価を踏まえて適切な対応を行い、パーク全体の安全性を確保します。



③桜並木の整備

- ・南東に残る既存の桜は、落葉や花びらが周辺住宅地に落ちている状況が指摘され、また樹勢が衰えていることも課題となっています。
- ・このことを踏まえ、既存の桜はパークの内側に移植、もしくは移植が難しい場合には、追加捕植することにより、桜並木を形成、維持します。

④周辺住宅等との連携可能性の検討

- ・周辺エリアの一般住宅には、地域独特の庭木を持つ邸宅も多くあります。これらの庭木は、長くその土地で育ったものであり、地域の気候風土にも適応していると考えます。
- ・地域住民との連携による本郷地区ならではの緑豊かな公園に向け、このような近隣住宅に庭木の提供を呼びかけ、移植することを検討します。
- ・なお、提供してもらう庭木の樹種については、公園全体のコンセプトや維持管理のしやすさや等の点にも考慮して、検討する必要があります。

⑤原っぱエリアの芝生

- ・パーク内で最も大きなエリアとなる「原っぱエリア」は、はだしでくつろげる芝生の広場とし、家族連れや子どもたちはもちろん、全ての人が思い思いにくつろげる空間づくりを目指します。
- ・ピクニックシートを広げたり、日よけテントを設置したりすることを想定します。



※参考イメージ：東京都江東区豊洲公園

○鳥取方式^⑩の芝生の検討

- ・公園等の芝生地は、一般的に整備費だけでなく維持管理費も高い印象をもたれていますが、鳥取県等で多く導入されている「鳥取方式^⑩」による芝生化は、整備費、維持管理費とも低コスト化を図っています。
- ・その導入を設計段階において、検討します。

<主な特徴>

- ・雑草も一緒に刈り込むため、雑草を抜く必要がない。
- ・面積や利用頻度等に応じて最適な芝生を低予算で柔軟に選択できる。
- ・短期間(3-4 ヶ月)で芝生化が可能(ティフトン芝)
- ・除草剤を使用しないため、環境と利用者に優しい。

鳥取方式での芝生の整備・利用例
(幼稚園におけるはだしの運動会)



※出典：鳥取市HP

○鳥取方式による芝生の施工事例



※出典：鳥取県HP

○人工芝の検討

- ・子どもが自由に遊べる広場空間の地表面としては、天然芝だけでなく、人工芝も考えられます。パーク全面の人工芝化は現実的ではないですが、部分的な導入は考えられます。快適性等の機能面、管理面、コスト面、耐久性等について設計段階で比較検討することとします。

（５）園路等の整備方針

本郷パーク内の園路等の整備の考え方、方針について示します。

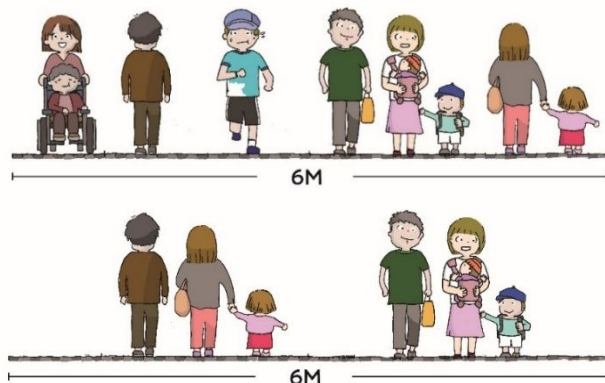
①園路の基本的な考え方

- ・園路は、基本的には本郷パークの利用者である歩行者のみの通行を想定し、その幅員や舗装材等を検討、選定します。ただし、植栽の剪定等の維持管理のための管理車両の通行も想定します。
- ・園路の幅員は、内部を周回する主園路と外周道路に接する歩道状のサブ園路とに分けて検討します。いずれも歩行者が双方向で、無理なくすれちがうことができる幅員とします。
- ・舗装材は、子どもや高齢者等の歩行者はもちろん、車椅子の利用者が快適に通行できるよう、弾力性、防滑性、排水性、耐久性、等に留意して選定します。また、パークへの主たるアクセル経路となる南北の入口部分等はゲートとしての性格や場の特性を象徴するような材料を選択することも検討します。
- ・移動手段としての自転車やキックボード等の通行は、道路交通法で車道の走行と定められているため想定しません。遊びとしての利用については、管理運営体制の検討にあわせて別途ルールを設けます。

（断面イメージ）

②内部を周回する主園路

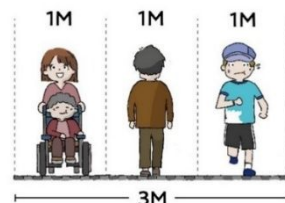
- ・大きな子どもの遊びエリアと原っぱエリアをとり囲む主園路には、家族連れが余裕をもってすれ違うことができる広幅員を確保します。具体的には **6 m** を最低幅員と想定します。



③外周のサブ園路

- ・公園の外周道路に隣接する歩道状園路は、双方向に1人がすれ違うことができ、加えてもう一人が、ランニング等でこれらの2人を追い越すことができる幅員とします。
- ・具体的には、バリアフリー基準等を参考に、**3 m以上**の幅員を想定します。
- ・必要に応じて、子どもの飛び出し防止等のために横断防止柵や低木の植樹帯等を設けます。

（断面イメージ）



④ウォーキング用の距離標示

- ・園路については、ウォーキングやランニング利用の要望が多くあります。利用者が目標等を設定し、ウォーキングやランニングを楽しめるように、路面等に距離表示等を行います。



※出典：熊本市江津湖公園HP

（６）その他の整備方針・留意事項

本郷パークの整備に関するその他の方針、留意事項等について示します。

①ファニチャー、サイン等の整備方針

- ・本郷パーク内に設ける東屋やパーゴラ、ベンチ、案内板、サイン等の素材やデザインは、公園全体の調和、トータルデザインに留意して検討し、設計します。特に、建築施設とのデザイン的な調和、調整を図るものとします。
- ・休憩の場所となる東屋やパーゴラ、ベンチ等の配置は、全体的なバランスとともに、各エリアの中で遊ぶ子どもと、それをこれらの設備から見守る保護者からの視認性等について、留意して検討します。また、イベント時には、これらの施設から電源をとることができるなど、イベント時の利便性も考慮します。
- ・パーク内の案内板や他の周辺施設等を含む地域の案内サイン等は、パーク内だけでなく**本郷地区全体の回遊性の向上に資する**ことを目指し、その配置や記載情報の内容を検討します。これらの配置は、パーク内外の歩行者の動線を踏まえて設定します。案内サインの記載情報は、必要に応じて、地域内で設置済みの他の案内サイン等の設置状況も把握し、情報の整合性等に留意します。

②照明設備の整備方針

- ・照明設備も、上記のファニチャー等と同様、公園全体のトータルデザイン、特に建築施設との調和に留意してデザインや機能等を検討し、設計します。
- ・照明の照度は、安全性や防犯、安心感等の観点から、JIS 照明基準や警察庁の「安全・安心まちづくり推進要綱」などを参考に、敷地全体を見通せる明るさを基本として検討します。

○安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁通達令和２年３月）
（道路、公園、等の整備・管理に係る防犯上の留意事項）

２ 公園

(1) 「人の目」の確保（監視性の確保）（注１）

① 照度

イ夜間において人の行動を視認できるよう、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度（注２）を確保すること。
ロ照明が樹木に覆われたり汚損したりすること等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

（注１）多くの人の目（視線）を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。このため、具体的に留意すべき事項を掲げた。

（注２）「人の行動を視認できる」ためには、４ｍ先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度（地面又は床面における平均照度。以下同じ。）が**おおむね３ルクス以上**必要である。

③防災拠点としての設備等の導入に向けた検討方針

- ・現状で「旧本郷第一小学校グラウンド（跡地）」は、指定避難場所となっています。整備後、建築施設を含めた全体が、指定避難所となることを想定し、防災関連施設を検討します。具体的には、本郷パークが地域の防災拠点となることを目指し、上記ファニチャーや照明設備等には、災害時に有効な機能の導入を検討します。
- ・具体的には、以下の各種施設、機能等について検討します。

（検討例）

東屋・パーゴラ：非常照明や電源、給水設備等の機能

ベンチ：炊き出し等が可能なかまどの機能

照明灯：停電時にも利用可能なソーラー型防災灯

救護設備：緊急時等、屋外から利用可能な救護設備（ＡＥＤ、担架等）

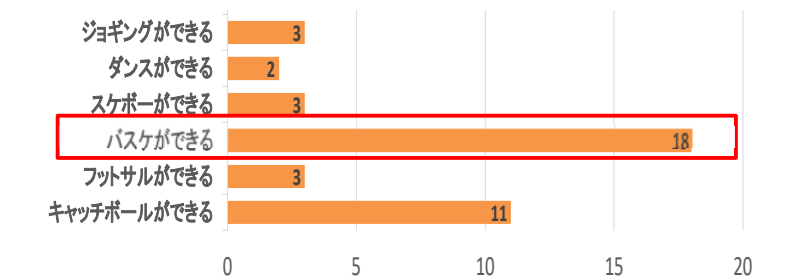
通信設備：災害時等でも利用可能な通信手段・設備（公衆電話等）

（７）南側町有地の活用方針

○中高生のスポーツ広場としての整備

- ・南側町有地については、中高生のスポーツ広場としての整備を目指します。パーク内には幼児から大きな子どもが遊べるエリアを整備する計画としていることから、ここではさらに上の年齢層、中高生を対象としたスポーツ広場の整備を計画します。
- ・具体的には、町内高校生へのアンケート調査において、スポーツ関連でやりたいこととして「バスケットができる」という意見が多くありました。このことを踏まえ、オリンピック等を契機に、人気が高まっている「３×３（スリーエックススリー）」のコート整備を想定します。
- ・なお、同施設の整備は、通常は３×３のコートとして利用するが、大規模なイベント時には、臨時の駐車場として利用することを想定します。

西陵高校生アンケート調査（跡地でやりたいスポーツ等）



※参考１：近隣の３×３コートの整備事例

会津若松市会津総合運動公園の３×３バスケットボールコート



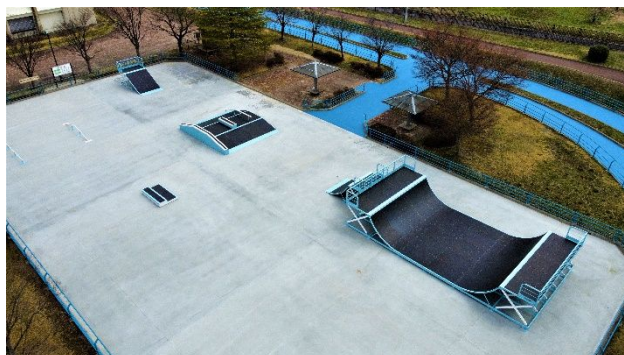
※出典：会津若松市ＨＰ

- ・オープン：2023年４月
- ・利用時間：
- ・設備：３×３バスケットボールコート
２面
(１面：横幅 18m × 奥行 14m)
- ・備考：原則、無料のフリースペースだが、イベント等の開催により、独占利用（有料）をしたい場合は、事前に公園行為許可申請が必要

※参考２：スケボーパークの整備事例

会津若松市会津総合運動公園のスケボーパーク

- ・スケートボードについては、上記のアンケート調査でのニーズは少なかったものの、近年、各地域で整備が進んでいる。
- ・近隣では、上記の３×３コートと同じく、会津若松市の会津総合運動公園において、2023年４月にスケボーパークがオープンしている。



※出典：会津若松市ＨＰ

（８）駐車場等の整備方針

本郷パークの管理者や利用者のための駐車場の位置は、町道からのアクセスを主たる自動車動線と想定し、歩行者の動線との錯綜に留意して、その入口等を検討し、設定します。特に、建築施設との位置関係にも留意します。

利用者のための駐車場の台数は、イベント時と通常時とに分けて検討し、特にイベント時は、前項で示した南側町有地を臨時駐車場として想定する他、観光駐車場の活用も想定します。

現時点では、来訪者 500 人程度の小規模なイベント時に必要な駐車場台数を想定した上で、観光駐車場の台数を減じた台数を本郷パークの整備で確保する台数とします。この台数には、前項で示した南側町有地に設ける臨時駐車場も含まれます。

具体的には、以下の駐車場台数を目安として、検討します。

利用対象等		台数
イベント時	管理者・関係者、バリアフリー対応用	5 台
	イベント時の来訪者用	8 0 台
	観光駐車場の活用台数	- 4 0 台
	本郷パークで確保する駐車場台数 (南側町有地の臨時駐車場を含む)	4 5 台
通常時	臨時駐車場で 3 0 台の確保を想定した上で、通常時に利用可能な駐車場台数	1 5 台

なお、自転車の駐輪場については、本郷パークへの南北のメインの出入口付近での整備を基本として、設計段階において具体的な配置や駐輪場の台数について、検討します。

■ 整備イメージ図

これまでに示した考え方、建築施設の規模感等を踏まえ、実施計画で作成した整備イメージ図を下図のように修正します。なお、現段階においてもあくまでイメージ図であり、次年度以降に行う周辺道路の考え方や設計の結果等に応じて、大きく変わる可能性もあります。特に、建築施設は、その外形の規模感を表すことを目的に参考として表現しているものであり、計画内容を規定するものではありません。



7. 管理運営の方向性

(1) 管理運営の基本的な考え方

①実施計画における管理運営の基本方針

跡地が多くの方の居場所となり、管理運営コストも考慮した持続可能な場所とするため、民間事業者のアイディアやノウハウを活用しながら、持続可能な管理運営体制を検討します。

基本計画及び本計画を実現するためには、町や民間事業者だけでなく、町民が何等かの形で継続的に運営に関わり、意見を反映していく必要があることから、住民が関わり続ける仕組みを構築します。

②指定管理者制度の活用の想定

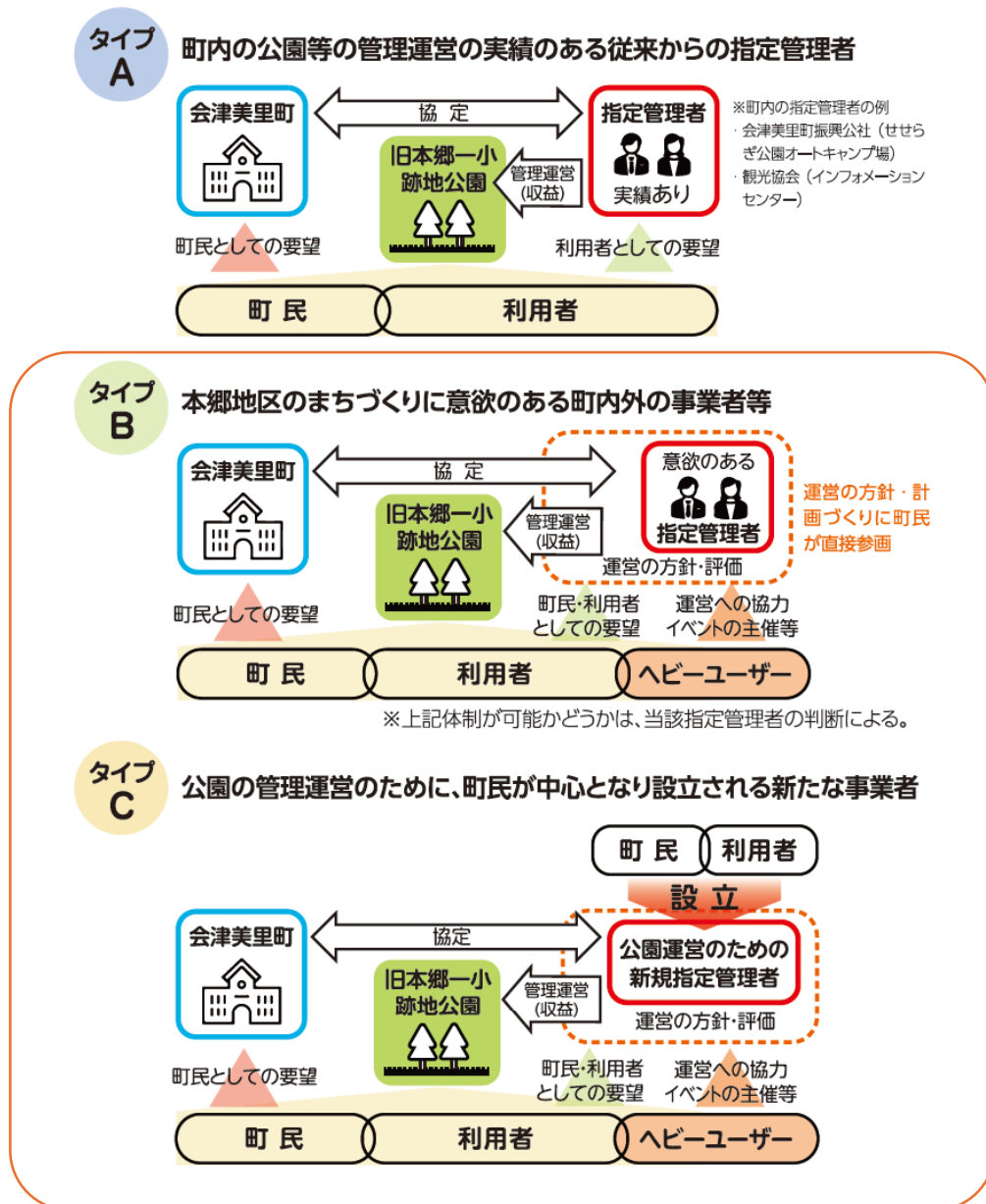
民間事業者を活用した整備手法の中から、当計画地の立地等を踏まえた事業性や民間事業者にとってのメリットから、「指定管理者制度」の活用を想定します。

指定管理者制度は、公共（自治体）が整備を行った上で、自治体と指定管理者が協定を結び、指定管理者が管理運営を行います。指定管理者は、協定で定める範囲における自主事業（例えば、キッチンカー等の営業、イベント実施等）により、収益を上げることが可能です。

指定管理者制度を活用した管理運営体制としては、指定管理者の主体別に次の3つのパターンが考えられ（次頁図参照）、このうち、タイプB、Cを想定し、検討してきました。特に、公園の運営のあり方に町民の意見を反映しやすい方法と考えられる「タイプC」（町民が中心となり設立される新たな事業者）を想定し、その可能性を検討するため、町民有志のグループによる運営の実証ワークショップを実施してきました。

また、町内外の事業者の意向を把握しながら、この場所に相応しい管理運営体制を具体的に検討すると共に、並行して、町民が運営の方針や計画の決定に継続して関わっていく仕組みづくりについて検討してきました。

■ 指定管理者制度の活用を想定した時の管理運営体制の基本的な方向（実施計画）



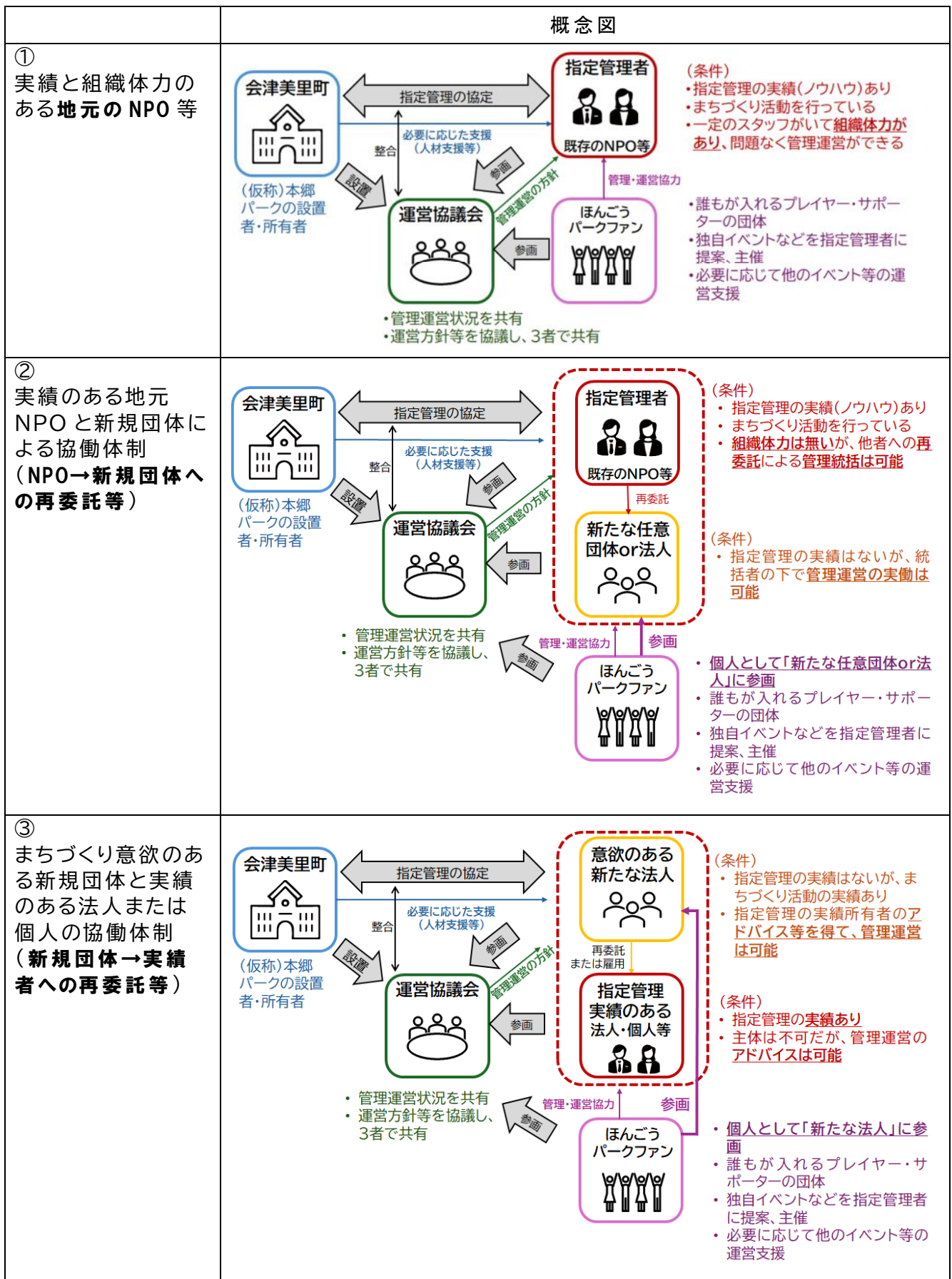
（２）管理運営体制の方針

（仮称）本郷パークの管理運営体制の方針を以下の通り設定します。

- ① 指定管理者制度の活用を目指します。
- ② その指定管理者は、実施計画で示した「タイプ B：まちづくりに意欲のある町内外の事業者」又は「タイプ C：町民が中心となり設立された新たな事業者」と想定します。
- ③ 指定管理者の体制内には、指定管理の実績（ノウハウ）を有する者を含めます。
- ④ 上記の体制づくりにあたっては、町との事前協議により、再委託を認めます。
- ⑤ 必要に応じて、会津美里町も体制づくりの支援について検討します（地域おこし協力隊の派遣等）。

(3) (仮称) 本郷パークの管理運営に向けた体制案

前項の方針を踏まえ、現時点で考えられる管理運営体制のイメージ（概念図）を示します。



8. 段階的整備の考え方

本「（仮称）本郷パーク整備計画」は、過年度の会津美里町と地域住民との協働での検討の経過を踏まえ、その趣旨や内容を踏襲するだけでなく、検討体制としても、これまで同様に地域住民等の関係者と協働で、検討しとりまとめたものです。

次年度以降に予定される設計や施工の段階においても、引き続き、地域住民等との協働により、段階的に検討し整備していくものとします。特に、施工段階では、建築工事と土木工事の年次は分けて、必要に応じて設計内容の検証、変更の可能性も踏まえて、整備を進めるものとします。

また、令和7年度実施予定の基本設計及び管理運営体制検討により、整備費用及び維持管理費用を算出し、財政状況等を勘案したうえで、以降の整備スケジュールを決定することとします。